

参考資料

1	諮問及び付議	1
2	水質総量規制制度の概要	5
3	総量削減計画（案）新旧対照表	7
4	総量規制基準の改定箇所	17
5	審議の経過及び今後の予定	19
6	総量規制基準に係るC値の設定及び規制の仕組み	21
7	水質汚濁防止法に基づく第8次総量削減計画及び総量規制基準の策定等 （中間案）について	23



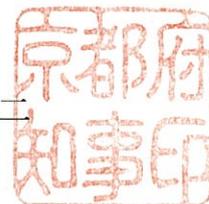
8 環管第369号

平成28年10月5日

京都府環境審議会

会長 内藤 正明 様

京都府知事 山田 啓二



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画及び総量規制基準の策定等
について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定により、下記事項
について諮問します。

記

水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定による総量削減計画の策定並びに同法
第4条の5第1項及び第2項の規定による総量規制基準の改定について

【諮問理由】

水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定による総量削減計画の策定並びに同法第4条の5第1項及び第2項の規定による総量規制基準の改定について

瀬戸内海の実環境基準達成を目的として、当該水域の化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりん汚濁負荷量を削減するため、昭和54年以降7次にわたり、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の3及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、以下「水濁法」という。）第4条の2の規定により、環境大臣が総量削減基本方針を定め、これに基づいて京都府では、水濁法第4条の3の規定による総量削減計画を定めるとともに、水濁法第4条の5の規定による総量規制基準を設定する等により施策を実施してきたところです。

この度、第7次総量規制の目標年度（平成26年度）が満了し、これまでの施策によって汚濁負荷の削減が図られてきたものの、今後も着実に水環境を改善するための取組が必要であるため、平成28年9月30日付けで環境大臣が、平成31年度を目標年度とする第8次総量削減基本方針を定めました。

このため京都府においても、同方針に基づき第8次総量削減計画を策定することが必要となったところです。

また、総量削減計画の達成方策の一つとして大規模事業場に適用する総量規制基準については、環境大臣が定める「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の告示」が改正されたことから、同告示に基づき改定する必要があります。

同計画の策定及び同基準の改定に当たり、水濁法第21条第1項の規定により、貴審議会の意見を求めるものであります。

平成28年10月11日

京都府環境審議会環境管理部会長 様

京都府環境審議会会長



京都府環境審議会諮問事項の付議について

平成28年10月5日付け8環管第369号で京都府知事から諮問がありました、水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定による総量削減計画の策定並びに同法第4条の5第1項及び第2項の規定による総量規制基準の改定について、京都府環境審議会運営要領第4条により、環境管理部会に付議します。

水質総量規制制度の概要

1 水質総量規制制度について

水質総量規制は、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、人口及び産業が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めたすべての汚濁発生源について、総合的・計画的に対策を進める制度である。

本制度は、昭和54年以来7次にわたり、化学的酸素要求量（当初からの指定項目）、窒素及びりん（第5次からの指定項目）を対象に実施されており、対象水域は東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海とされ、また、これら水域への流入域である20都府県の関係地域が対象地域となっている。

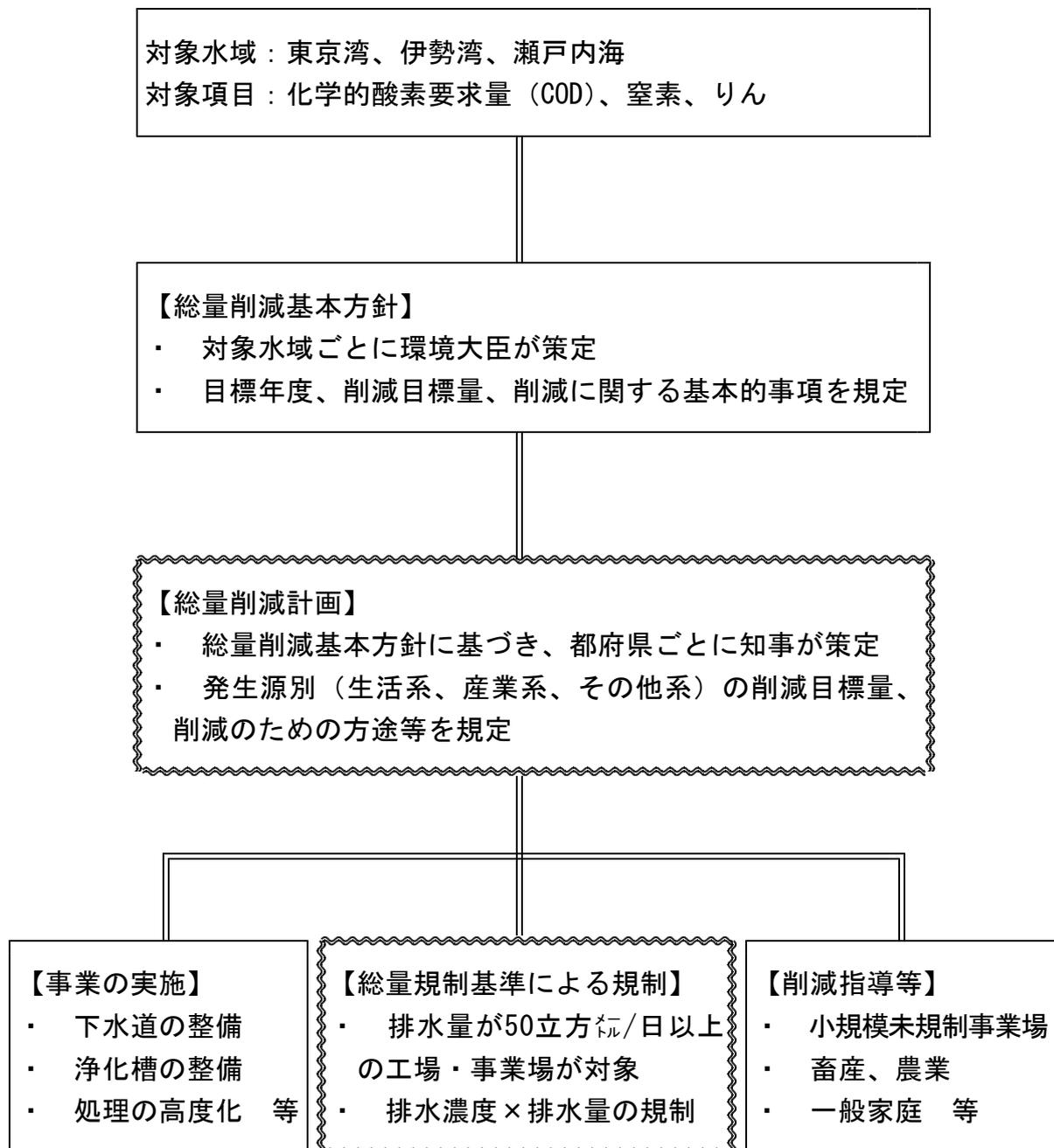
水質汚濁防止法第4条の2に基づく「総量削減基本方針」は、水質総量規制制度の根幹を成すものであり、汚濁源を生活系、産業系及びその他系（土地、畜産、農業）に分けた上で、汚濁負荷の総量の削減目標量及び方途、目標年度等を定めるものである。

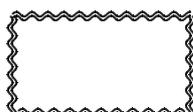
2 これまでの経緯

現行の第7次水質総量規制における総量削減基本方針は、それまでの実績を踏まえ平成23年6月に策定され、平成26年度を目標年度として、CODのみならず、窒素及びりんとを併せた総合的な削減対策を実施してきた。

第7次総量規制の目標年度が平成26年度であったことから、平成26年12月から中央環境審議会水質部会総量削減専門委員会において第8次総量規制のあり方について審議が行われ、平成27年12月に開催された中央環境審議会水環境部会において報告し、同日に中央環境審議会から答申がなされた。

3 水質総量規制制度の体系



 : 今回策定、設定する内容

【参考】総量削減基本方針（該当部分）	第8次総量削減計画（案）	第7次総量削減計画	備考																																																												
<p>この総量削減基本方針は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の3及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2の規定に基づき、瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号イに規定する区域について、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関し基本的な事項を定めるものである。</p> <p>ただし、この総量削減基本方針に基づく総量削減計画が定められるまでの間においては、平成23年6月15日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）は、なおその効力を有する。</p>	<p>この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3等の規定により、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する区域のうち京都府の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号イに掲げる区域について、平成28年9月30日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。</p>	<p>この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3等の規定により、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する区域のうち京都府の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号イに掲げる区域について、平成23年6月15日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。</p>	<p>・環境大臣が定める総量削減基本方針の策定日（H28.9.30）</p>																																																												
<p>1 削減の目標</p> <p>発生源別及び府県別の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量を次のとおりとする。</p> <p>(1)化学的酸素要求量について</p> <table border="1" data-bbox="877 1648 1165 2116"> <tr> <td>表2 府県別の削減目標量</td> <td>削減目標量</td> <td>平成26年度における量</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>13</td> <td>14</td> </tr> </table> <p>(2)窒素含有量について</p> <table border="1" data-bbox="1165 1648 1428 2116"> <tr> <td>表4 府県別の削減目標量</td> <td>削減目標量</td> <td>平成26年度における量</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> </table> <p>(3)りん含有量について</p> <table border="1" data-bbox="1428 1648 1508 2116"> <tr> <td>表6 府県別の削減目標量</td> <td>削減目標量</td> <td>平成26年度における量</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>1.1</td> <td>1.2</td> </tr> </table>	表2 府県別の削減目標量	削減目標量	平成26年度における量	京都府	13	14	表4 府県別の削減目標量	削減目標量	平成26年度における量	京都府	14	14	表6 府県別の削減目標量	削減目標量	平成26年度における量	京都府	1.1	1.2	<p>1 削減の目標</p> <p>平成31年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 化学的酸素要求量について</p> <table border="1" data-bbox="877 1070 1165 1648"> <tr> <td>表1</td> <td>削減目標量</td> <td>平成26年度における実績量</td> </tr> <tr> <td>生活排水</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>産業排水</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13</td> <td>14</td> </tr> </table> <p>(2) 窒素含有量について</p> <table border="1" data-bbox="1165 1070 1428 1648"> <tr> <td>表2</td> <td>削減目標量</td> <td>平成26年度における実績量</td> </tr> <tr> <td>生活排水</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </table>	表1	削減目標量	平成26年度における実績量	生活排水	7	7	産業排水	5	5	その他	1	2	合計	13	14	表2	削減目標量	平成26年度における実績量	生活排水	7	7	<p>1 削減の目標</p> <p>平成26年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 化学的酸素要求量について</p> <table border="1" data-bbox="877 495 1165 1070"> <tr> <td>表1</td> <td>削減目標量</td> <td>平成21年度における量</td> </tr> <tr> <td>生活排水</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>産業排水</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> </table> <p>(2) 窒素含有量について</p> <table border="1" data-bbox="1165 495 1428 1070"> <tr> <td>表2</td> <td>削減目標量</td> <td>平成21年度における量</td> </tr> <tr> <td>生活排水</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> </table>	表1	削減目標量	平成21年度における量	生活排水	9	9	産業排水	7	7	その他	2	2	合計	18	18	表2	削減目標量	平成21年度における量	生活排水	7	8	<p>・目標年度の修正</p> <p>・実績年度の修正、文言の追記</p> <p>・実績年度の修正、文言の追記</p>
表2 府県別の削減目標量	削減目標量	平成26年度における量																																																													
京都府	13	14																																																													
表4 府県別の削減目標量	削減目標量	平成26年度における量																																																													
京都府	14	14																																																													
表6 府県別の削減目標量	削減目標量	平成26年度における量																																																													
京都府	1.1	1.2																																																													
表1	削減目標量	平成26年度における実績量																																																													
生活排水	7	7																																																													
産業排水	5	5																																																													
その他	1	2																																																													
合計	13	14																																																													
表2	削減目標量	平成26年度における実績量																																																													
生活排水	7	7																																																													
表1	削減目標量	平成21年度における量																																																													
生活排水	9	9																																																													
産業排水	7	7																																																													
その他	2	2																																																													
合計	18	18																																																													
表2	削減目標量	平成21年度における量																																																													
生活排水	7	8																																																													

【参考】総量削減基本方針（該当部分）	第8次総量削減計画（案）	第7次総量削減計画	備考																				
<p>2 目標年度 目標年度は平成31年度とする。</p>	<p>産業排水 <u>2</u> その他 5 合計 <u>14</u></p> <p>(3) りん含有量について 表3</p> <table border="1"> <tr> <td>削減目標量</td> <td>平成26年度に おける実績量</td> </tr> <tr> <td>生活排水</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>産業排水</td> <td><u>0.3</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>1.1</u></td> </tr> </table>	削減目標量	平成26年度に おける実績量	生活排水	0.6	産業排水	<u>0.3</u>	その他	0.2	合計	<u>1.1</u>	<p>産業排水 <u>3</u> その他 5 合計 <u>15</u></p> <p>(3) りん含有量について 表3</p> <table border="1"> <tr> <td>削減目標量</td> <td>平成21年度に おける量</td> </tr> <tr> <td>生活排水</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>産業排水</td> <td><u>0.4</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>1.2</u></td> </tr> </table>	削減目標量	平成21年度に おける量	生活排水	0.6	産業排水	<u>0.4</u>	その他	0.2	合計	<u>1.2</u>	<p>・実績年度の修正、文言の追記</p>
削減目標量	平成26年度に おける実績量																						
生活排水	0.6																						
産業排水	<u>0.3</u>																						
その他	0.2																						
合計	<u>1.1</u>																						
削減目標量	平成21年度に おける量																						
生活排水	0.6																						
産業排水	<u>0.4</u>																						
その他	0.2																						
合計	<u>1.2</u>																						
<p>3. 汚濁負荷量の削減の方途 大阪湾においては、窒素及びりんの環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁を解消することを目的として、また、大阪湾を除く瀬戸内海においては、現在の水質から悪化させないことを目的として、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。 (1) 生活排水について、地域の現状に じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設の整備及び高度処理化、適正な施設維持管理等の対策を計画的に推進すること。 加えて、合流式下水道の改善の取組を推進すること。</p>	<p>2 削減目標量の達成の方途 (1) 生活排水処理施設の整備等 瀬戸内海の汚濁負荷量の削減を図るには、事業場の排水の処理はもとより、都市化に伴い汚濁負荷の要因となっている生活排水を効率的に処理することが必要である。 このため、<u>生活排水について</u>、市町村等と協力しながら、<u>地</u>域の実情に応じ、<u>下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備及びし尿処理施設の整備を推進するとともに、高度処理化及び適正な施設維持管理等の</u>対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。</p> <p>ア 下水道の整備等 汚濁負荷量の削減において、重要な役割を有している下水道については、社会資本整備重点計画との整合を図りつつ、表4に掲げる処理人口を目標に整備を推進する。この目標を達成</p>	<p>2 削減目標量の達成の方途 (1) 生活排水処理施設の整備等 瀬戸内海の汚濁負荷量の削減を図るには、事業場の排水の処理はもとより、都市化に伴い汚濁負荷の要因となっている生活排水を効率的に処理することが必要である。 このため、<u>下水道の整備を一層推進するほか、地</u>域の実情に応じ、<u>浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備及びし尿処理施設の整備を推進するとともに、生活排水処理の高度化及び適正な</u>処理施設の維持管理の徹底等の生活排水対策を一層推進することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。</p> <p>ア 下水道の整備等 汚濁負荷量の削減の重要な役割を有する下水道については、社会資本整備重点計画との整合を図りつつ、表4に掲げる処理人口を目標に整備を推進する。この目標を達成</p>	<p>・方針に基づき文言修正 (参考) *コミュニティプラントに関しては府内で整備計画がないため記載していない経緯あり</p> <p>・文言修正</p>																				

【参考】総量削減基本方針（該当部分）	第8次総量削減計画（案）	第7次総量削減計画	備考																								
	<p>するため、処理区域の拡大、処理場の新設、増設等により処理能力の増強を積極的に推進し、普及率の向上を図るとともに、水洗化の促進等を図るものとする。</p> <p>また、窒素又はりんの除去性能の向上を含めた高度処理についても、京都市 <u>鳥羽</u> 水環境保全センターほか <u>6</u> 箇所で実施しており、<u>宇治市東宇治浄化センターほか1箇所において</u>も整備の促進を図るものとする。</p>	<p>するため、処理区域の拡大、処理場の新設、増設等により処理能力の増強を積極的に推進し、普及率の向上を図るとともに、水洗化の促進等を図るものとする。</p> <p>また、窒素又はりんの除去性能の向上を含めた高度処理についても、京都市 <u>上下水道局鳥羽</u> 水環境保全センターほか <u>8</u> 箇所で実施中であり、<u>今後</u>も積極的な導入を図るものとする。</p>	<p>・「瀬戸内海の環境の保全に関する京都市計画」にあわせて時点修正及び文言修正（参考）</p> <p>* <u>高度処理実施7箇所</u></p> <p>京都市内：水環境保全センター（鳥羽、伏見、石田）</p> <p>京都市以外：南丹浄化センター、洛西浄化センター、洛南浄化センター、木津川上流浄化センター</p> <p>—</p> <p>* <u>宇治市、亀岡市で高度処理の導入を図っている</u></p> <p>・「瀬戸内海の環境の保全に関する京都市計画」にあわせて文言修正</p> <p>・京都市水酸化計画2015の平成32年度目標値より推計（参考）</p> <p>* <u>【第7次】府内においてコミユニティプラントの整備計画がないため、文言削除した経緯あり</u></p>																								
	<p>さらに、合流式下水道の改善については、京都市において「京都市合流式下水道緊急改善計画」に基づき引き続き計画的に推進する。</p>	<p>さらに、合流式下水道 _____ については、<u>越流水の現状把握に努めるとともに、改善</u>を推進する。</p>																									
	<table border="0"> <tr> <td>表4</td> <td>行政人口（千人）</td> <td>処理人口（千人）</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td><u>31</u></td> <td><u>2,079</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>2,183</u></td> <td><u>2,079</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>[1,336]</u></td> </tr> </table>	表4	行政人口（千人）	処理人口（千人）	年度	<u>31</u>	<u>2,079</u>		<u>2,183</u>	<u>2,079</u>			<u>[1,336]</u>	<table border="0"> <tr> <td>表4</td> <td>行政人口（千人）</td> <td>処理人口（千人）</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td><u>26</u></td> <td><u>2,223</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>2,223</u></td> <td><u>2,056</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>[1,136]</u></td> </tr> </table>	表4	行政人口（千人）	処理人口（千人）	年度	<u>26</u>	<u>2,223</u>		<u>2,223</u>	<u>2,056</u>			<u>[1,136]</u>	
表4	行政人口（千人）	処理人口（千人）																									
年度	<u>31</u>	<u>2,079</u>																									
	<u>2,183</u>	<u>2,079</u>																									
		<u>[1,336]</u>																									
表4	行政人口（千人）	処理人口（千人）																									
年度	<u>26</u>	<u>2,223</u>																									
	<u>2,223</u>	<u>2,056</u>																									
		<u>[1,136]</u>																									

【参考】 総量削減基本方針（該当部分）	第8次総量削減計画（案）	第7次総量削減計画	備考
	<p>イ その他の生活排水処理施設の整備 浄化槽、農業集落排水施設等の整備を推進する。平成31年度の想定処理人口は表5のとおり。</p> <p>なお、浄化槽については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、水質汚濁防止法、「京都府浄化槽の設置等に関する要綱」（平成7年策定）、「京都市浄化槽取扱指導要綱」（昭和60年策定）等に基づき、設置並びに清掃、保守点検及び法定検査が適正に行われるよう指導する。</p> <p>表5 年度 処理形態 処理人口（千人） 31 浄化槽、農業集落排水施設等 68</p> <p>ウ シ尿処理施設の整備 平成26年度におけるシ尿処理施設の能力は1日につき399キロリットルである。下水道の普及等の状況を考慮し、必要な処理能力を維持するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により排水水質の安定及び向上に努めるものとする。</p>	<p>イ その他の生活排水処理施設の整備 浄化槽、農業集落排水施設等の整備を促進する。</p> <p>なお、浄化槽については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、水質汚濁防止法、「京都府浄化槽の設置等に関する要綱」（平成7年策定）、「京都市浄化槽取扱指導要綱」（昭和60年策定）等に基づき、設置並びに清掃、保守点検及び法定検査が適正に行われるよう指導する。</p> <p>表5 年度 処理形態 処理人口（千人） 26 浄化槽、農業集落排水施設等 110</p> <p>ウ シ尿処理施設の整備 平成21年度におけるシ尿処理施設の能力は1日につき1,885キロリットルである。下水道の普及等の状況を考慮し、必要な処理能力を維持するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により排水水質の安定及び向上に努めるものとする。</p>	<p>・文言の追記</p> <p>・処理形態別人口（浄化槽、農業集落排水施設等）について修正</p> <p>・実績年度の修正</p> <p>・施行状況調査より抜粋。亀岡市1施設（114kL/日）、船井衛管1施設（94kL/日）、城南衛管1施設（115kL/日）、相楽広域事務組合1施設（76kL/日）の計1市3事務組合（4施設）</p> <p>※希釈を行った上で下水投入を行っているし尿処理施設は、廃掃法上休止扱いとなるため除外（「瀬戸内海の環境の保全に関する京都市計画」の記載と同様）</p>
<p>(2) 指定地域内事業場について、これまで行われてきた汚濁負荷削減対策の実績、難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基</p>	<p>(2) 総量規制基準の設定 指定地域内事業場については、汚濁負荷量の削減のために採られた取り組みとその難易度、原材料の使用の実態、排水処理技術水準の動向、費用</p>	<p>(2) 総量規制基準の設定 指定地域内事業場については、汚濁負荷量の削減のために採られた取り組みとその難易度、原材料の使用の実態、排水処理技術水準の動向、費用</p>	

【参考】総量削減基本方針（該当部分）	第8次総量削減計画（案）	第7次総量削減計画	備考
<p>準を定め、その遵守を図ること。 また、小規模特定事業場、未規制事業場等について、上乗せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導等を行うこと。</p>	<p>対効果、除去率の季節変動等を考慮し、公平性の確保に努めながら、適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。</p> <p>特に、新設又は増設の施設については、既設の施設に比べてより高度な排水処理技術の導入が可能であるため、特別の総量規制基準を設定することにより、汚濁負荷量の抑制を図るものとする。</p> <p>また、C c等の値については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第134号）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第135号）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第136号）により定めることとし、特定の業種については、排水量の規模別等に区分して設定するものとする。</p> <p>(3) その他の汚濁発生源に係る対策</p> <p>ア 生活排水対策</p> <p>一般家庭から排出される生活排水の汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法及び京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）に基づき、住民に対し調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう啓発を図るものとする。</p> <p>イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策</p> <p>排水量規模が一日につき30立方メートル以上であって、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関</p>	<p>対効果、除去率の季節変動等を考慮し、公平性の確保に努めながら、適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。</p> <p>特に、新設又は増設の施設については、既設の施設に比べてより高度な排水処理技術の導入が可能であるため、特別の総量規制基準を設定することにより、汚濁負荷量の抑制を図るものとする。</p> <p>また、C c等の値については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第134号）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第135号）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第136号）により定めることとし、特定の業種については、排水量の規模別等に区分して設定するものとする。</p> <p>(3) その他の汚濁発生源に係る対策</p> <p>ア 生活排水対策</p> <p>一般家庭から排出される生活排水の汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法及び京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）に基づき、住民に対し調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう啓発を図るものとする。</p> <p>イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策</p> <p>排水量規模が一日につき30立方メートル以上であって、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関</p>	

【参考】総量削減基本方針（該当部分）	第8次総量削減計画（案）	第7次総量削減計画	備考
<p>(3) 過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理及びエネルギー利用の推進、養殖漁場の環境改善等の施策を推進すること。</p>	<p>する条例（昭和50年京都市条例第33号）又は京都市環境を守り育てる条例の排水規制の対象となっている事業場等について、立入検査、排出水の調査等を実施し、その結果に基づき、汚濁負荷量削減の指導等を行うものとする。</p> <p>さらに、その他の事業場等については、排出水の特性等の実態把握に努め、適正な排水処理、その他汚濁負荷量を削減するために必要な措置を採るよう指導等を行うものとする。</p> <p>ウ 農地に対する 対策</p> <p>農地に由来する汚濁負荷量の削減のため、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づく「京都市における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（平成12年策定）、「京都市における環境にやさしい農業技術指針」（平成7年策定、平成12年一部追加）</p> <p>等の活用を通じて化学肥料の施用量の低減等を図るものとする。</p> <p>工 畜産排水対策</p> <p>畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づく「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」（平成21年策定）、「京都府環境保全型畜産確立基本方針」（平成7年策定）等に基づき、汚濁負荷量の削減のため、家畜排せつ物の適正処理等を推進するものとする。</p> <p>【本府該当なし】</p>	<p>する条例（昭和50年京都市条例第33号）又は京都市環境を守り育てる条例の排水規制の対象となっている事業場等について、立入検査、排出水の調査等を実施し、その結果に基づき、汚濁負荷量削減の指導等を行うものとする。</p> <p>さらに、その他の事業場等については、排出水の特性等の実態把握に努め、適正な排水処理、その他汚濁負荷量を削減するために必要な措置を採るよう指導等を行うものとする。</p> <p>ウ 農地からの負荷削減対策</p> <p>農地に由来する汚濁負荷量の削減のため、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づく「京都市における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（平成12年策定）、「京都市における環境にやさしい農業技術指針」（平成7年策定、平成12年一部追加）、「市民の健康及び生活環境並びに京都の伝統を守る都市農業のための農作物栽培のポイント」（平成3年策定）等の活用を通じて化学肥料の施用量の低減等を図るものとする。</p> <p>工 畜産排水対策</p> <p>畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づく「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」（平成21年策定）、「京都府環境保全型畜産確立基本方針」（平成7年策定）等に基づき、汚濁負荷量の削減のため、家畜排せつ物の適正処理等を推進するものとする。</p> <p>【本府該当なし】</p>	<p>・文言修正</p> <p>・「瀬戸内海の環境の保全に関する京都市計画」にあわせて文言修正</p>
<p>(4) 大阪湾を除く瀬戸内海においては、</p>	<p>【本府該当なし】</p>	<p>【本府該当なし】</p>	

【参考】総量削減基本方針（該当部分）	第8次総量削減計画（案）	第7次総量削減計画	備考
<p>ること。</p> <p>(2) 水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、水生生物の安定的な漁獲を一層推進すること。</p>	<p>【本府該当なし】</p>	<p>【本府該当なし】</p>	
<p>(7) その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な諸施策を講ずること。</p>	<p>ア 監視体制の整備 公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講じるため、公共用水域の水質を監視するほか、効果的な汚濁負荷量の監視体制の整備を図るとともに、工場及び事業場について汚濁負荷量の測定施設等の整備、測定体制の確立等を指導する。</p>	<p>イ 監視体制の整備 公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講じるため、公共用水域の水質を監視するほか、効果的な汚濁負荷量の監視体制の整備を図るとともに、工場及び事業場について汚濁負荷量の測定施設等の整備、測定体制の確立等を指導する。</p>	<p>・項目番号の変更</p>
<p>(4) 負酸素水塊が発生する原因の一つとなっている窪地について、周辺海域の水環境の現状や改善効果を把握・影響評価しつつ埋戻し等の対策に努めること。</p>	<p>【本府該当なし】</p>	<p>【本府該当なし】</p>	
<p>(5) 新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努めること。</p>	<p>【本府該当なし】</p>	<p>【本府該当なし】</p>	
<p>(3) 底質からの窒素及びびりんの溶出を抑制するため、浚渫、覆砂等の底質改善対策について、周辺海域の水環境の改善効果を把握・影響評価しつつ推進を図ること。</p>	<p>イ 底環境の改善等 有機物等のたい積する河床底質については、底質汚泥による水質の悪化を防止するため、必要に応じ水環境の改善効果を把握又は影響評価しつつ底質改善対策を講じるものとする。 また、河川直接浄化施設の整備、河川の流量</p>	<p>ア 底質汚泥の除去等 有機物等のたい積する河床底質については、底質汚泥による水質の悪化を防止するため、必要に応じ 除去対策を講じるものとする。 また、河川直接浄化施設の整備、河川の流量</p>	<p>・項目番号の変更 ・在り方答申、基本方針の記載に基づき修正</p>

【参考】総量削減基本方針（該当部分）	第8次総量削減計画（案）	第7次総量削減計画	備考
<p>(7) その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な諸施策を講ずること。</p>	<p>確保等の河川環境の改善事業についても、必要に応じ実施するものとする。</p> <p>ウ 調査研究の推進 本計画の目標を達成するため、必要な調査研究の拡充に努めるものとする。</p> <p>工 中小企業への助成措置等 中小企業については、公害防止対策を講じていく上で多くの困難を伴うが、本計画の実効性を確保する観点から、公害防止体制の確立、公害防止施設の整備といった対策を中小企業が実施できるよう、技術指導をはじめとした支援の充実を図ることとする。</p>	<p>確保等の河川環境の改善事業についても、必要に応じ実施するものとする。</p> <p>ウ 調査研究の推進 本計画の目標を達成するため、必要な調査研究の拡充に努めるものとする。</p> <p>工 中小企業への助成措置等 中小企業については、公害防止対策を講じていく上で多くの困難を伴うが、本計画の実効性を確保する観点から、公害防止体制の確立、公害防止施設の整備といった対策を中小企業が実施できるよう、技術指導をはじめとした支援の充実を図ることとする。</p>	<p>・<u>文言修正</u></p>
<p>(6) このような対策の実施に当たっては、行政機関、NPO、漁業者、民間企業等の地域の多様な主体が有機的に連携して取り組むことが重要であり、地域の実情に応じて、そのための仕組みづくり等の推進を図ること。</p>	<p>オ <u>広域的な連携の強化等</u> <u>環境保全のための対策の実施に当たっては、行政機関、NPO及び民間企業等の地域の多様な主体が、地域の実情に応じ有機的に連携して取り組むことができるよう、適切な仕組みづくり等の推進を図ることとする。</u></p>		<p>・<u>在り方答申、基本方針及び「瀬戸内海の環境の保全に関する京都府計画」の記載に基づき追加</u></p>

総量規制基準の改定箇所

■ 化学的酸素要求量に係る総量規制基準

平成19年6月25日京都府告示（平成24年2月一部改正。以下「京都府告示」）第363号で示す基準のうち、次の業種その他の区分のC値について改定

整理番号	業種その他の区分	時期区分	現行C値 → 改定C値 (単位：mg/ℓ)
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	Cco	30 → 20
220	病院	Cco	60 → 40
221	し尿処理浄化槽のうち、単独式であって、建築基準法施行令で定める算定で501人以上5,000人槽以下のもの	Ccj	45 → 40

※ 窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準については現行値から変更なし

■ 審議の経過

平成28年10月 5日	京都府知事から府環境審議会に諮問
10月11日	府環境審議会が同環境管理部会に付議
10月25日	同環境管理部会において審議
12月14日から 平成29年1月10日	パブリックコメント募集
平成29年 1月24日	同環境管理部会における審議 府環境審議会答申

■ 今後の予定

平成29年 3月	総量削減計画の環境大臣への協議
6月	総量削減計画公告及び総量規制基準告示
9月	新設事業場への新基準適用
平成31年 4月	既設事業場への新基準適用

総量規制基準に係るC値の設定及び規制の仕組み

■ C値の改定の方法

① 化学的酸素要求量

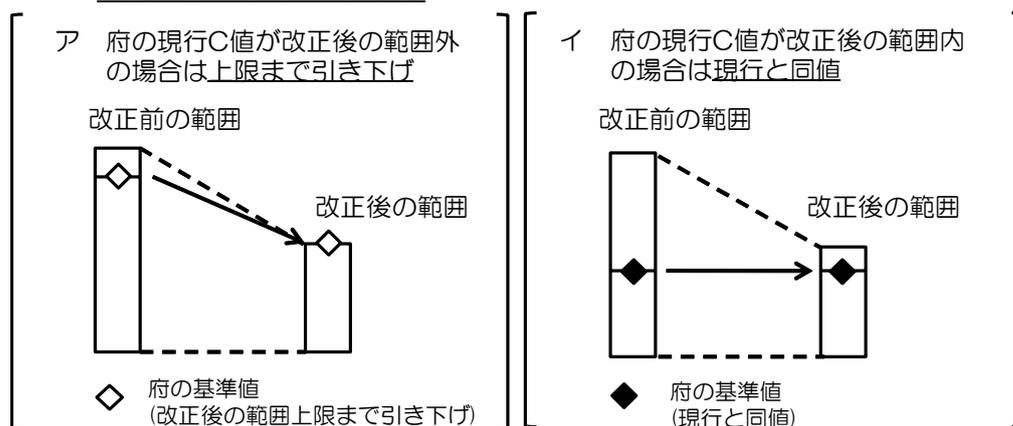
これまで7次にわたる総量規制により相当の汚濁負荷を削減してきたことや、京都府に設定された平成31年度の目標値は、これまで行ってきた施策を確実に進捗させることにより十分達成可能であることに鑑み、以下の考え方でC値を見直す。

ア 現行C値が、改正後の環境省告示の範囲を超過しているとき

→ 改正後の環境省告示の上限値までC値を引き下げる。

イ 現行C値が、改正後の環境省告示の範囲内にあるとき

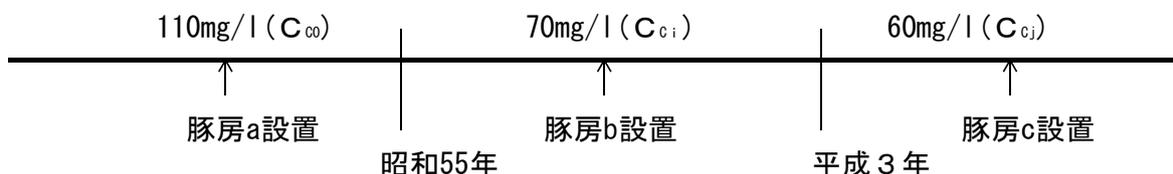
→ 現行C値と同値とする。



② 窒素含有量及びりん含有量

環境省告示のC値の範囲（大阪湾）に変更がなかったため、現行C値と同値とする。

■ 業種その他の区分について（ある畜産農業事業場の場合）



<総量規制基準の計算方法>



豚房a：110mg/l (C₀₀) × 20立方^{メートル}/日 (豚房aからの日排水量) ÷ 1,000 = 2.2kg

豚房b：70mg/l (C_{ci}) × 20立方^{メートル}/日 (豚房bからの日排水量) ÷ 1,000 = 1.4kg

+ 豚房c：60mg/l (C_{cj}) × 20立方^{メートル}/日 (豚房cからの日排水量) ÷ 1,000 = 1.2kg

この畜産農業事業場の総量規制基準

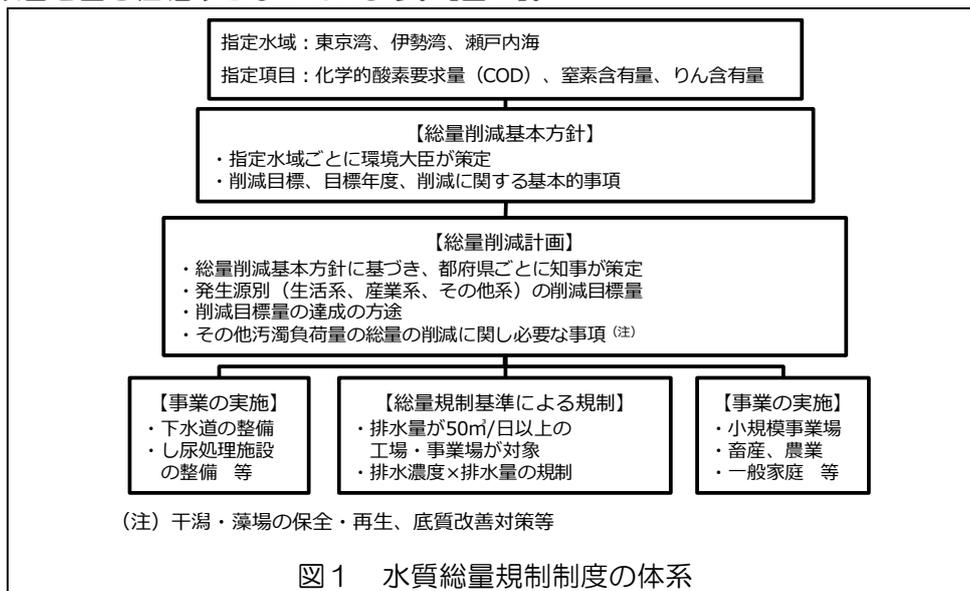
4.8kg/日

水質汚濁防止法に基づく第8次総量削減計画及び総量規制基準の策定等（中間案）について

□ 制度の概要

水質総量規制制度は、濃度規制のみによっては環境基準の確保が困難な、人口及び産業が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めたすべての汚濁発生源について、総合的・計画的に対策を進める制度です。

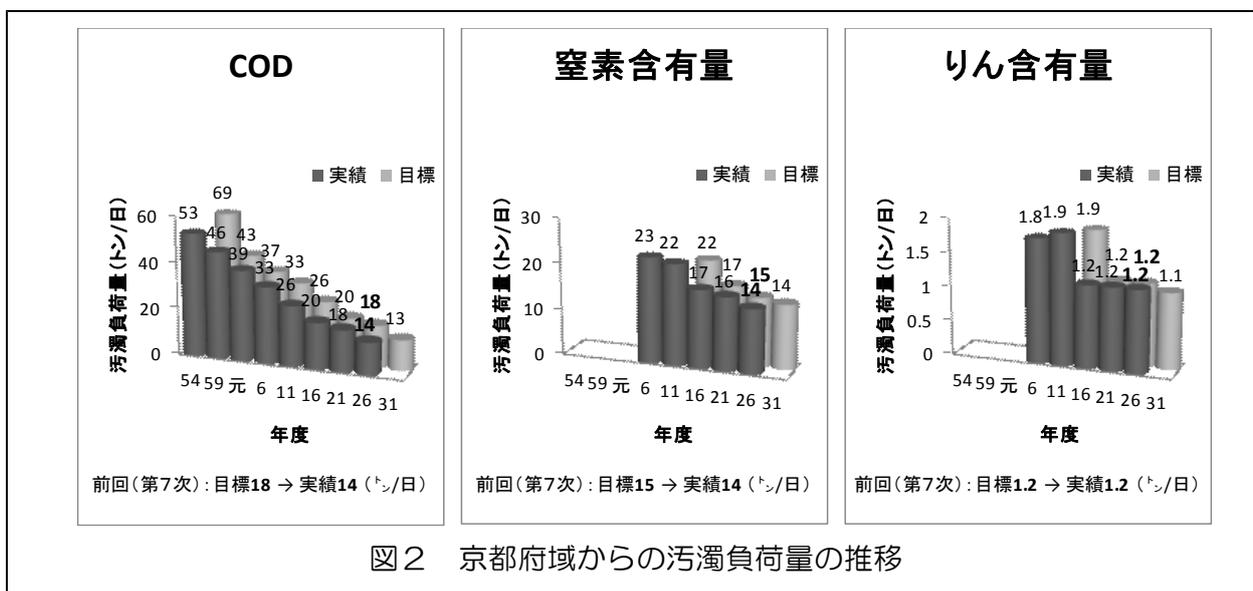
環境大臣は、汚濁負荷の総量の削減目標量及び方途、目標年度等を定めた総量削減基本方針を策定し、都道府県知事はこの削減目標量を達成するための総量削減計画を策定し、指定地域内の一定規模以上の特定事業場に適用する総量規制基準を設定の上、各種施策を展開することにより、当該水域の水質改善を図る仕組みとなっています。【図1】。



□ これまでの取り組み

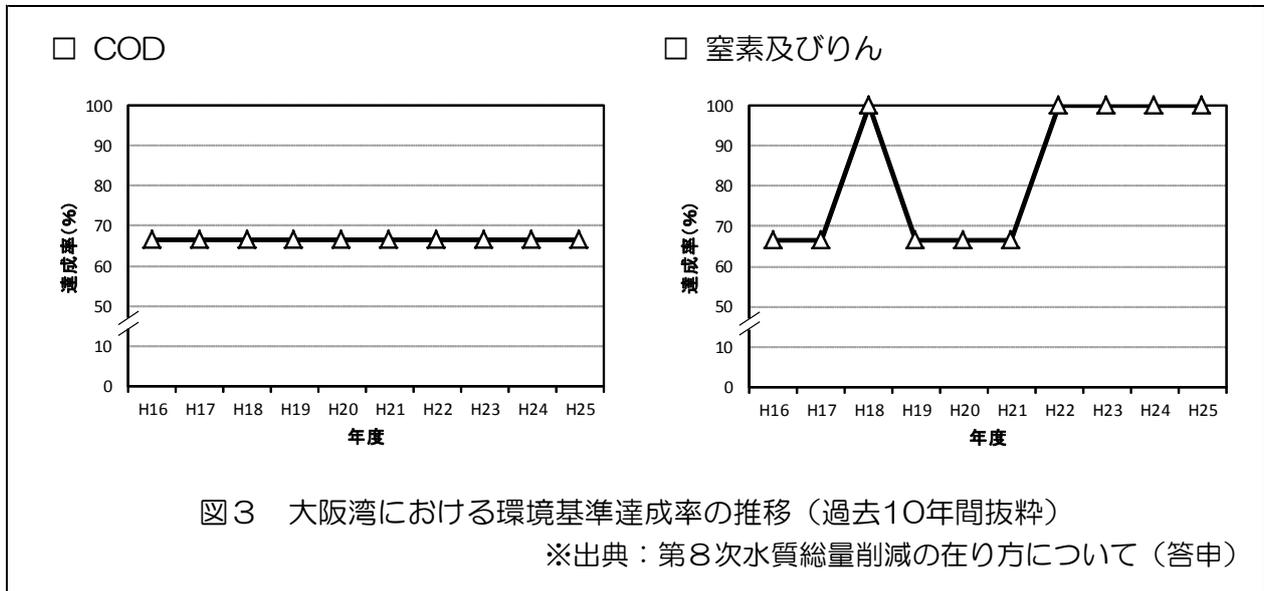
水質総量規制制度は、昭和54年以来7次にわたり、化学的酸素要求量（COD、当初からの指定項目）、窒素含有量及びりん含有量（第5次からの指定項目）を対象に取り組みが実施されています。

京都府は当初から瀬戸内海、中でも大阪湾の関係府県に位置づけされ、府域における取り組みを着実に実施し、期間ごとに設定される汚濁負荷量の削減目標を達成してきたところです【図2】。



□ 指定水域（大阪湾）の現状

これまでの取り組みにより汚濁負荷量を削減してきた一方で、大阪湾における環境基準の達成率は、窒素及びりんでは改善が見られるものの、CODについては依然低く、近年横ばいで推移しています【図3】。これは底質からの栄養塩の溶出や、海水交換の減少、海域における浄化機能の低下など複合的な要因によると考えられています。



平成27年12月に中央環境審議会は、平成31年度を目標年度とし、今後も水環境改善のため、陸域からの汚濁負荷削減による着実な取り組みが必要とする、「第8次水質総量削減の在り方について」を答申としてとりまとめ、これを受け環境大臣は、平成28年9月に「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」（以下「第8次総量削減基本方針」）を策定しました。

—〈第8次総量削減基本方針の概要〉—

- 目標年度：平成31年度
- 削減の方途
 - ・ 生活排水処理施設等の整備及び処理の高度化の推進
 - ・ 合流式下水道の改善
 - ・ 総量規制基準の遵守による指定地域内事業場負荷量の削減
 - ・ 小規模事業場等に対する上乘せ排水基準設定等による排水規制や汚濁負荷の削減指導
 - ・ 環境保全型農業の一層の推進
 - ・ 家畜排せつ物の適正管理等の推進
- 目標量（1日当たりの排出量、平成31年度目標）（単位：トン/日）

	COD	窒素含有量	りん含有量
瀬戸内海	404 (472)	402 (440)	25.2 (27.4)
うち大阪湾	85 (116)	87 (103)	5.6 (6.6)
うち京都府	13 (18)	14 (15)	1.1 (1.2)

※（ ）内は、第7次方針目標値（平成26年度）

□ 京都府の考え方

京都府に設定された平成31年度の目標値について検討したところ、これまで行ってきた施策を確実に進捗させることにより、到達することは十分に可能であると見込んでいます。

これを踏まえ、京都府は、環境大臣が定めた第8次総量削減基本方針及び業種区分ごとのCOD等の値（C値）の範囲の告示（以下「環境省告示」）に沿い総量削減計画及び総量規制基準を見直すこととしました。

新たに策定する同計画等に基づき、引き続き府域から発生する汚濁負荷量の削減に取り組み、設定された目標を達成し、大阪湾の水質改善に資することを目指します。

▷ 第8次総量削減計画について

知事は、環境大臣が定める総量削減基本方針を受け、総量削減計画において発生源別の削減目標量及び生活排水処理施設の整備や総量規制基準の設定といった削減の方途を定めることとされています。

京都府から大阪湾に流入する汚濁負荷量は、これまで7次にわたる総量規制の結果、大幅に削減されていることから、この度の第8次総量削減計画では、基本的に現行計画の内容をもとに必要な見直しを行うこととし、別添のとおり中間案をとりまとめました。

〈第8次総量削減計画の概要〉

- 1 生活排水処理施設の整備等
 - (1) 下水道の整備等
 - (2) その他の生活排水処理施設の整備
 - (3) し尿処理施設の整備
- 2 総量規制基準の設定
- 3 その他の汚濁発生源に係る対策
 - (1) 生活排水対策
 - (2) 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策
 - (3) 農地に対する対策
 - (4) 畜産排水対策
- 4 教育、啓発等
- 5 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関して必要な事項
 - (1) 監視体制の整備
 - (2) 底質環境の改善等
 - (3) 調査研究の推進
 - (4) 中小企業への助成措置等
 - (5) 広域的な連携の強化等

▷ 第8次総量規制基準について

(1) 総量規制基準の基本的な考え方

総量規制基準値は、事業場ごとに次の式により算出されます。

$$L = C \times Q \div 1,000$$

L：総量規制基準値（＝許容排出量）（kg/日）

C：業種その他の区分ごとのCOD等の値（mg/L）

※日平均排水量50立方メートル以上の事業場が対象

Q：特定排水の量（立方メートル/日）

C値は環境省告示の範囲で知事が設定することとなっており、京都府では府域の現状に照らしてC値を見直してきました。

なお、C値及びQ値は指定項目ごとに次の時期区分により規定されています。施設を新・増設等する工場・事業場は、既設の工場・事業場に比べ、より高度な排水処理技術の計画的導入が可能であるため、より厳しい総量規制基準を設定します。

また、業種その他の区分は、環境省告示の別表に掲げる業種その他の区分に沿うこととし、さらに必要に応じて排水量の規模等を考慮した区分を設定します。

時期	指定項目	COD	窒素含有量	りん含有量
S55.6.30以前から設置		Q _{co} 、C _{co}	Q _{no} 、C _{no}	Q _{po} 、C _{po}
S55.7.1～H3.6.30に新・増設等		Q _{ci} 、C _{ci}		
H3.7.1～H14.9.30に新・増設等		Q _{cj} 、C _{cj}	Q _{ni} 、C _{ni}	Q _{pi} 、C _{pi}
H14.10.1以降に新・増設等				

(2) 第8次総量規制基準について

この度、環境省告示の範囲が一部改正されたことに伴い、平成19年6月に京都府が告示した総量規制基準（平成24年2月一部改正）について、次の考え方に基づき必要な見直しを行うこととします。

① COD

これまで7次にわたる総量規制により相当の汚濁負荷を削減してきたことや、京都府に設定された平成31年度の目標値は、これまで行ってきた施策を確実に進捗させることにより十分達成可能であることに鑑み、以下の考え方でC値を見直す。

- ア 現行C値が、改正後の環境省告示の範囲を超過しているとき
→ 改正後の環境省告示の上限値までC値を引き下げる。
- イ 現行C値が、改正後の環境省告示の範囲内にあるとき
→ 現行C値と同値とする。

② 窒素含有量及びりん含有量

環境省告示のC値の範囲（大阪湾）に変更がなかったため、現行C値と同値とする。

①及び②の考え方にに基づき総量規制基準を見直した結果、CODに係る総量規制基準で示す別表のうち、次の業種その他の区分のC値について改定することとしました。

整理番号	業種その他の区分	時期区分	現行C値 → 改定C値 (単位：mg/ℓ)
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	C _{co}	30 → 20
220	病院	C _{co}	60 → 40
221	し尿処理浄化槽のうち、単独式であって、建築基準法施行令で定める算定で501人以上5,000人槽以下のもの	C _{cj}	45 → 40

〈第8次総量規制基準におけるC値の見直しの概要〉

- COD
C値を強化する業種その他の区分 3区分
(うち、府内事業場に対象事業場が存在する区分 1区分(「病院」区分))
- 窒素含有量及びりん含有量
C値を強化する業種その他の区分 なし

〈参考〉これまでの審議状況、及び今後の予定等

平成28年

- 10月5日 府環境審議会に諮問
- 10月11日 府環境審議会が同環境管理部会に付議
- 10月25日 同環境管理部会において審議
- 12月 パブリック・コメント募集

平成29年

- 1月 同環境管理部会における審議
府環境審議会から答申
- 2月～ 環境大臣と総量削減計画に係る協議
- 6月 総量削減計画の公告、総量規制基準の告示
- 告示後 新設事業場に新たな総量規制基準適用

平成31年

- 4月 既設事業場に新たな総量規制基準適用